

写

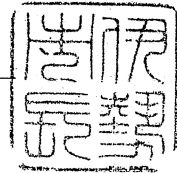
伊勢市公告第 79 号

下記森林について、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、経営管理権集積計画を定めましたので、同法第 7 条第 1 項の規定により公告します。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記の縦覧場所において縦覧に供します。

令和 5 年 12 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班	小班	地目	面積 (ha)	経営管理権 の存続期間
R 5 - 1	伊勢市浦口町 802 番地	1047	1 ~ 16	保安林	8.62	令和 5 年 12 月 1 日から 令和 10 年 11 月 30 日まで
	伊勢市浦口町 822 番地	1047	2、3	保安林		
	伊勢市二俣町 469 番地	1047	9	保安林		
	伊勢市二俣町 564 番地 1	1047	20、21	山林		
	伊勢市二俣町 567 番地 2	1047	21	山林		
	伊勢市二俣町 576 番地	1047	20	保安林		
R 5 - 2	伊勢市常磐町 30 番地 1	1047	10	山林	3.21	

	伊勢市常磐町 40番地2	1047	1～24	山林	
R5-3	伊勢市常磐町 31番地3	1047	11	山林	0.91
	伊勢市常磐町 31番地4	1047	11	山林	
	伊勢市常磐町 32番地	1047	11	畑	
	伊勢市常磐町 40番地1	1047	6、9、 10	山林	

2 縦覧場所 産業観光部農林水産課及び伊勢市のウェブサイト

3 その他 本公告により、伊勢市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定されます。